青森県報

第三千百十五号

平成二十一年七月二十七日（月曜日）

目次

告示

○介護保険法による居宅サービス事業者の指定……（高齢福祉保険課）…一
○介護保険法による介護予防サービス事業者の指定……（同）…一
○都市計画事業計画の変更認可……（都市計画課）…二
○青森県指定金融機関等の指定の一部改正……（経理課）…二
○証紙売りさばき人の売りさばき場所の変更……（出納課）…二
○漁船保険付保義務の同意を求めるための届出……（下北地域県民局）…二

公告

○特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示……（防災消防課）…三
○県営土地改良事業計画の決定……（農村整備課）…三
○右　同……（同）…四
○建設業者の許可の取消し……（東青地域県民局）…四
○右　同……（同）…四
○右　同……（三八地域県民局）…四
○右　同……（同）…五
○右　同……（西北地域県民局）…五
○右　同……（同）…五

告示

青森県告示第五百七号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成二十一年七月二十七日

青森県知事　三　村　申　吾

指定居宅サービス事業者		居宅サービスの種類	居宅サービス事業を行う事業所		指定年月日
名称又は氏名	主たる事務所の所在地又は住所		名称	所在地	
有限会社愛の郷	平川市唐竹苺原七一の二	訪問看護	訪問看護ステーションあいのさと	平川市唐竹苺原六九の二	平成二一・七・一六

青森県告示第五百八号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第百十五条の十第一号の規定により公示する。

平成二十一年七月二十七日

青森県知事　三　村　申　吾

指定介護予防サービス事業者		介護予防サービスの種類	介護予防サービス事業を行う事業所		指定年月日
名称又は氏名	主たる事務所の所在地又は住所		名称	所在地	
有限会社愛の郷	平川市唐竹苺原七一の二	指定介護予防訪問看護	訪問看護ステーションあいのさと	平川市唐竹苺原六九の二	平成二一・七・一六

青森県告示第五百九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、弘前広域都市計画道路事業の事業計画の変更を平成二十一年七月十六日認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十一年七月二十七日

青森県知事　三　村　申　吾

一　施行者の名称
弘前市
二　都市計画事業の種類
弘前広域都市計画道路事業（三・四・五号上白銀町新寺町線）
三　事業施行期間
平成十五年九月二十六日から平成二十五年三月三十一日まで
四　事業地
1　収用の部分
変更なし
2　使用の部分
なし

青森県告示第五百十号

昭和五十四年十月一日青森県告示第八百六号（青森県指定金融機関等の指定）の一部を次のように改正する。

平成二十一年七月二十七日

青森県知事　三　村　申　吾

第二号の表中

「
八戸農業協同組合舘支店	八戸市大字櫛引
八戸農業協同組合市川支店	八戸市大字市川町
」及び「
八戸農業協同組合中沢出張所	八戸市南郷区大字市野沢
」を削る。

青森県告示第五百十一号

次の青森県収入証紙の売りさばき人の売りさばき場所について次のとおり変更があったので、青森県証紙条例（昭和三十九年四月青森県条例第十号）第九条の規定により告示する。

平成二十一年七月二十七日

青森県知事　三　村　申　吾

一　売りさばき人の住所及び名称
八戸市大字尻内町字内矢沢二の五
八戸農業協同組合
二　変更内容
1㈠　変更前の売りさばき場所
八戸市南郷区大字島守字熊堂二〇
㈡　変更後の売りさばき場所
八戸市南郷区大字市野沢字市野沢五八
2㈠　変更前の売りさばき場所
三戸郡五戸町大字倉石中市字上ミ平六九の二
㈡　変更後の売りさばき場所
三戸郡五戸町大字倉石中市字上ミ平一九の一
3㈠　変更前の売りさばき場所
三戸郡南部町大字苫米地字下宿一九の四
㈡　変更後の売りさばき場所
三戸郡南部町大字苫米地字蒼前一一の六

青森県告示第五百十二号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条第一項の規定による同意を求めるための届出があったので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成二十一年七月二十七日

青森県知事　三　村　申　吾

届出事項	指定漁船調書の縦覧		
加入区の名称	発起人の住所及び氏名	期間	場所
石持	下北郡東通村大字蒲野沢字石持七一番地　手間本　政信 下北郡東通村大字蒲野沢字千鳥道五五番地三　杉本　輝喜 下北郡東通村大字蒲野沢字稲崎二番地　齋藤　栄蔵	平成二十一年七月二十七日から八月十日まで	石持漁業協同組合

公　告

特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十一年七月二十七日

青森県知事　三　村　申　吾

一　特定役務の名称及び数量
　1　工事番号　青防工二十一第一号
　2　工事名　青森県防災情報ネットワーク整備工事
　3　工事場所　青森市長島一丁目一の一外百四十九箇所
　4　工　種　電気通信工事
二　契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
　1　名　称　青森県総務部防災消防課
　2　所在地　青森市長島一丁目一の一
三　落札者を決定した日
　平成二十一年五月二十九日
四　落札者の名称及び住所
　株式会社日立国際電気
　東京都千代田区外神田四丁目一四の一
五　落札金額
　金　十八億八千二百十五万四千四百円
六　落札者を決定した手続
　一般競争入札
七　入札の公告を行った日
　平成二十一年四月十日

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条第一項の規定により、大放水地区の県営土地改良事業（かんがい排水事業）計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成二十一年七月二十七日

青森県知事　三　村　申　吾

一　縦覧に供する書類
　土地改良事業計画書の写し
二　縦覧の期間
　平成二十一年七月二十八日から同年八月二十四日まで
三　縦覧の場所
　弘前市役所
　五所川原市役所
　平川市役所
　大鰐町役場
　田舎館村役場
　板柳町役場

鶴田町役場

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条第一項の規定により、赤堀地区の県営土地改良事業（かんがい排水事業）計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成二十一年七月二十七日

青森県知事　三　村　申　吾

一　縦覧に供する書類
　土地改良事業計画書の写し
二　縦覧の期間
　平成二十一年七月二十八日から同年八月二十四日まで
三　縦覧の場所
　弘前市役所
　五所川原市役所
　平川市役所
　大鰐町役場
　田舎館村役場
　板柳町役場
　鶴田町役場

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十一年七月二十七日

青森県知事　三　村　申　吾

一　商号又は名称　新岡硝子店
二　氏名　新岡　勢
三　主たる営業所の所在地　青森市古川二丁目七の六
四　許可番号　青森県知事許可（般―一六）第一七二三〇号
五　取消年月日　平成二十一年六月二十四日
六　取消しに係る建設業の許可
　ガラス工事業に係る一般建設業の許可
七　取消しの原因となった事実
　平成二十年十二月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十一年七月二十七日

青森県知事　三　村　申　吾

一　商号又は名称　しぶや工務店株式会社
二　代表者の氏名　澁田　和男
三　主たる営業所の所在地　青森市八重田四丁目一の九
四　許可番号　青森県知事許可（特―一九）第一〇四七三号
五　取消年月日　平成二十一年六月二十九日
六　取消しに係る建設業の許可
　建築工事業に係る特定建設業の許可
七　取消しの原因となった事実
　平成二十一年五月二十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十一年七月二十七日

青森県知事　三　村　申　吾

一　商号又は名称　北日本水処理株式会社
二　代表者の氏名　栗木　達夫
三　主たる営業所の所在地　八戸市大字市川町字尻引前山五七の一の二
四　許可番号　青森県知事許可（般―一九）第三〇〇一一五号
五　取消年月日　平成二十一年六月十九日
六　取消しに係る建設業の許可
　機械器具設置工事業に係る一般建設業の許可
七　取消しの原因となった事実
　平成二十一年六月一日前記建設業者が合併により消滅したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十一年七月二十七日

青森県知事　三　村　申　吾

一　商号又は名称　任せて安心住宅リフォームのカリヤ
二　氏名　苅谷　勝雄
三　主たる営業所の所在地　八戸市大字市川町字下揚一〇七の八
四　許可番号　青森県知事許可（般―二〇）第三〇〇三七一号
五　取消年月日　平成二十一年七月二日
六　取消しに係る建設業の許可
　建築工事業に係る一般建設業の許可
七　取消しの原因となった事実
　平成二十一年六月二十九日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十一年七月二十七日

青森県知事　三　村　申　吾

一　商号又は名称　有限会社アオセツ工業
二　代表者の氏名　本間　知行
三　主たる営業所の所在地　つがる市柏桑野木田福井五二の一
四　許可番号　青森県知事許可（般―一八）第一四三六二号
五　取消年月日　平成二十一年七月六日
六　取消しに係る建設業の許可
　土木、管、水道施設工事業に係る一般建設業の許可
七　取消しの原因となった事実
　平成二十一年七月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十一年七月二十七日

青森県知事　三　村　申　吾

一　商号又は名称　株式会社和島組
二　代表者の氏名　和島　良蔵
三　主たる営業所の所在地　五所川原市大字飯詰字清野四〇の二
四　許可番号　青森県知事許可（般―一七）第五九〇号
五　取消年月日　平成二十一年七月七日
六　取消しに係る建設業の許可

管、造園工事業に係る一般建設業の許可

七　取消しの原因となった事実

　平成二十一年六月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

（発行所・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青　森　県

（印刷所・販売人）
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚ニ付十五円一銭